

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第34号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第11条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第12条中「、第70条の5第1項」を削り、同条第2号および第3号中「第70条の5第1項の申告書、」を削る。

第69条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等（法第442条第1号に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。）に対し、その所有者に課する。

第69条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第69条の2第1項中「、軽自動車税の賦課徴収については」および「前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を削り、同条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項および第4項を削る。

第70条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第70条の2から第70条の7までを削る。

第71条（見出しを含む。）、第72条（見出しを含む。）および第73条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第74条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項および第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第75条の見出しならびに第77条の見出しならびに同条第1項から第3項まで、第5項および第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第6条の5の2の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第6条の5の2 削除

附則第6条の5の3に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改める。

附則第6条の6第2項中「、附則第6条の5の2第1項」を削る。

附則第13条の2から附則第13条の6までを削る。

附則第14条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削る。

附則第15条（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

附則第15条の3第3項第2号、附則第16条第3項第2号、附則第18条第3項第2号、附則第21条第5項第2号、附則第22条第2項第2号および附則第23条第2項第2号中「、附則第6条の5の2第1項」を削る。

附則第23条の2第2項第2号および第5項第2号ならびに附則第23条の3第2項第2号および第5項第2号中「、第6条の5の2第1項」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 2 改正後の秋田市市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 3 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(秋田市手数料条例の一部改正)

- 5 秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項および別表第1第7号中「の種別割」を削る。

(秋田市手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 前項の規定による改正後の秋田市手数料条例第7条第2項および別表第1第7号の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(秋田市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 7 秋田市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年秋田市条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「の種別割」を削る。